

五泉市スポーツ大会支援実施要項

1. 本支援の目的

本支援は、五泉市総合会館管理規則、五泉市体育施設管理規則、五泉市都市公園内運動施設の使用許可に関する規則（以下「規則」という。）に定める大会等の施設使用料について減免割合を拡大することにより、新型コロナウイルス感染症により中止・延期していた大会などの開催を促進するとともに、多くの人々を引き付ける魅力的なコンテンツであるスポーツの価値を最大限活用した取組（スポーツツーリズム）による交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2. 支援の対象となる大会

- (1) 中学生以下で構成する市内の団体が主催または共催する大会・イベントで、市内の団体のみで使用するとき。
- (2) 中学生以下で構成する市内の団体が主催または共催する大会・イベントで、市外の団体も含めて使用する時。
- (3) 大学生以下で構成する団体が主催または共催する大会・イベント。
- (4) 小中学校体育連盟が主催または共催する大会・イベント。ただし、各専門部が使用する場合を除く。
- (5) 五泉市合宿誘致促進事業補助金を利用して実施する強化合宿。

3. 支援の内容

(1) 全額免除

2. (1) 及び (4) のいずれかに該当する場合には、規則による「その他市長が公益上特に使用料を免除することを適当と認めた（る）とき。」により、使用料を免除することができる。ただし、営利又は営業上の目的で使用する場合を除く。

(2) 半額減免

2. (2)、(3) 及び (5) のいずれかに該当する場合には、規則による「その他市長が使用料を減額することを適当と認めた（る）とき。」により、使用料を2分の1減額することができる。ただし、営利又は営業上の目的で使用する場合を除く。

4. 対象となる使用期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

5. 申請方法

使用する3日前までに施設使用許可（兼減免）申請書に大会の要項などを添付のうえ、スポーツ推進課へ提出する。